b　暦年単位での賃上げを表明した場合
(a)　確認方法：賃上げを表明した年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(添付12)の「１給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「Ⓐ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することにより行う。なお､中小企業等にあっては｢支払金額」で比較を行う。
(b)　提出書類：賃上げを表明した年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」
(c)　提出期限：賃上げ実施期間終了月の月末から３か月以内とする。
※上記ａ、ｂの提出書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は添付13のとおりである。
c　提出場所及び提出方法　提出場所及び提出方法の詳細は、表明書記載の事業年度等が終了する２週間程度前に、別途連絡する。
d　賃上げ基準に達していない場合等の減点　上記の期限までに書類が提出されない場合､上記の確認を行った結果、加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から１年間に、政府調達の総合評価落札方式による入札公告（公示を含む。)が行われる入札に参加する場合、総合評価の加算点から本取組みにより加点された割合よりも大きな割合（１点大きな配点）の減点を行う。ただし、以下の例に示すような天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。
(a)　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第85号）第２条第１項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。
(b)　各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。
(c)　(a)及び(b)に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類※とともに従業員が署名又は記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。
・自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
・主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
・資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合など
※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。
※個別具体の天災事変等が(a)及び(b)に相当すると認められるかどうかについては、別途周知する。
※(a)から(c)は例示であり、これ以外の事象等についても別途周知する可能性がある。なお、応募グループの場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む応募グループに対して行う。
(5)　開札
日時　令和８年２月６日11時00分
場所　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１－41　国土交通省近畿地方整備局大手前合同庁舎10階入札室
4　総合評価に関する事項
(1)　入札参加者は入札書及び事業計画書をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、以下の(2)によって得られる内容点と価格点の合計（以下「総合評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
(2)　入札参加者からの事業提案を「事業者選定基準」(添付７）に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。
ア　事業提案が要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、事業提案がすべての要求水準を充足している場合は合格とし、一項目でも充足しない場合は失格とする。
イ　事業提案のうち近畿地方整備局が特に重視する項目（内容点項目）について、その提案が優れていると認められるものは、その程度に応じて内容点（最高点665点）を付与する。
ウ　賃上げの実施に関する項目(内容点項目)として内容点（最高点35点）を付与する。
エ　入札価格が最低である者を第１位とし、価格点の満点である300点を付与する。その他の入札参加者の価格点は、第１位の入札価格（最低入札価格）と当該入札参加者の入札価格（当該入札価格）との比率により算出する。
オ　上記(1)おいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
5　その他
(1)　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2)　入札保証金　免除する。
(3)　契約保証金　納付する。
近畿地方整備局は、事業契約に基づいてＰＦＩ事業者が実施する本事業の履行を確保するため、以下のアからウのいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。
ア　会計法第29条の９第１項に基づく契約保証金の納付。
イ　会計法第29条の９第２項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供として次に掲げるもの。
(ｱ)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。
(ｲ)　債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。)の保証
ウ　会計法第29条の９第１項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供として次に掲げるもの。
(ｱ)　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する合計額の10分の１以上とする。
(4)　入札の無効
ア　入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札。
イ　委任状を持参しない代理人のした入札。
ウ　入札参加表明書に記載された入札参加者の代表企業以外の者のした入札。
エ　入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札。
オ　記名押印を欠く入札。
カ　金額を訂正した入札。